

大使館からのお知らせ（ポーランド国内制限の一部緩和について（7月27日））

<ポイント>

○7月24日付内閣令により、25日から国内制限措置が一部緩和。

7月24日付内閣令により、25日から国内の制限措置が一部緩和されましたので、主要な変更点を以下のとおりお知らせいたします。

- 1 ソーシャル・ディスタンスが2メートルから1.5メートルに縮小されました。ただし、マスク等着用義務に変更はなく、屋外であってもソーシャル・ディスタンスが確保できない場合はマスク等の着用が義務付けられています。
- 2 スタジアム、プール、運動場等の観客席のあるスポーツ施設では、全席の最大50%まで観客の収容が可能となりました。
- 3 見本市、展覧会、会議等のイベントへの参加人数制限が4平方メートルあたり1人から2.5平方メートルあたり1人に緩和され、最大150人までであった人数制限が解除されました。ただし、これらのイベントが大規模施設又は屋外で開催され、万一感染事例が発生した場合に参加者を特定可能であることが前提となっています。
- 4 屋内外のプールの利用人数の制限が解除されました。なお、アクアパークについては、利用者が75%に制限されています。
- 5 映画館、音楽クラブ、円形劇場、野外音楽堂における音楽・芸術公演での座席数の制限が解除されました。
- 6 なお、国内の制限措置は緩和されてきていますが、新規感染者は現在も確認されております。引き続き、マスク着用や手洗い（含む消毒）、うがい及びソーシャル・ディスタンスの確保など、予防措置を心がけて下さい。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うことになります）。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html